

運営規程

理事会規程

第1条(目的)

本規程は、一般社団法人日本アウトリガーカヌー協会(以下「当法人」という。)定款第28条に基づき、理事会の運営に関する事項を定めることを目的とする。

第2条(構成)

- 1 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 2 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

第3条(権限)

理事会は次の事項を決定する。

- (1) 事業方針の決定
- (2) 社員総会に付議する議案
- (3) 事業計画案及び予算案
- (4) 分科会の設置及び廃止
- (5) 各分科会の活動方針
- (6) 社員総会から委任された事項
- (7) その他当法人の業務執行に関する事項

第4条(開催)

- 1 理事会は、原則として毎事業年度2月上旬に開催する。
- 2 代表理事が必要と認めた場合は、臨時理事会を開催することができる。
- 3 理事会は、対面又はオンラインにより開催することができる。

第5条(招集)

理事会は代表理事が招集する。

第6条(議事)

理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決する。

第7条(議事録)

理事会の議事については議事録を作成する。

分科会規程

第1条(目的)

本規程は、一般社団法人日本アウトリガーカヌー協会定款第28条に基づき、分科会の運営に関する事項を定めることを目的とする。

第2条(設置)

分科会は理事会の決議により設置する。

第3条(構成)

- 1 分科会は、社員を中心として構成する。
- 2 理事会が認めた場合、非社員がオブザーバーとして参加することができる。

第4条(役割)

分科会は次の事項を行う。

- (1) 事業計画の立案
- (2) 大会及びイベントの企画
- (3) 安全対策の検討
- (4) 地域連携の推進
- (5) その他理事会が必要と認めた事項

第5条(報告)

分科会は、活動内容を理事会へ報告する。

第6条(開催)

分科会は必要に応じ開催する。

社員総会運営規程

第1条(目的)

本規程は、一般社団法人日本アウトリガーカヌー協会定款第28条に基づき、社員総会の運営に関する事項を定めることを目的とする。

第2条(開催)

- 1 定時社員総会は、原則として毎年3月下旬に開催する。
- 2 臨時社員総会は必要に応じ開催する。

第3条(議題)

社員総会では次の事項を審議する。

- (1) 年度事業計画
- (2) 年度予算
- (3) 役員の選任又は解任
- (4) 定款変更
- (5) その他重要事項

第4条(議長)

社員総会の議長は代表理事が務める。

第5条(議決)

社員総会の決議は定款の定めによる。

第6条(議事録)

社員総会の議事録を作成し、保存する。

会員会議(クラブ代表ミーティング)規程

第1条(目的)

本規程は、一般社団法人日本アウトリガーカヌー協会定款第28条に基づき、会員会議(クラブ代表ミーティング)の運営に関する事項を定めることを目的とする。

第2条(構成)

- 1 会員会議(クラブ代表ミーティング)は、クラブ会員の代表と正社員をもって構成する。
- 2 理事及び正社員は必要に応じ出席し、説明又は意見交換を行うことができる。
- 3 代表理事は司会進行として出席する。

第3条(開催)

- 1 会員会議(クラブ代表ミーティング)は、原則として毎事業年度1回開催する。
- 2 必要に応じ、代表理事の判断により臨時に開催することができる。
- 3 会議は、対面又はオンラインにより開催することができる。

第4条(議題)

会員会議(クラブ代表ミーティング)では、次の事項について意見交換を行う。

- (1) 社員総会に付議予定の議案
- (2) 年度基本方針
- (3) 重要事業計画
- (4) 地域連携に関する事項
- (5) その他理事会が必要と認める事項

第5条(機能)

- 1 会員会議(クラブ代表ミーティング)は、当協会の合理的な助言機関とする。
- 2 会員会議(クラブ代表ミーティング)の意見は、理事会を通じて社員総会に反映される。

第6条(報告)

社員総会及び重要事項の決定内容は、電子メールその他の方法によりクラブ代表を通じてクラブ会員へ随時報告する。

第7条(議事録)

必要に応じて議事要旨を作成し、共有する。

第8条(改廃)

本規程の改廃は総会の決議による。